

平成30年度
医療保健子ども福祉病院常任委員会
(子ども・福祉部) 所管事項説明資料

| | 頁 |
|----------------------|----|
| 1 組織について | 1 |
| 2 予算について | 4 |
| 3 子ども・福祉部の所管事項について | 15 |
| (1) 支え合いの福祉社会づくり | 16 |
| (2) 少子化対策の推進 | 20 |
| (3) 支援が必要な子ども・家庭への対応 | 26 |
| (4) 児童虐待の防止と社会的養護の推進 | 31 |
| (5) 障がい者の自立と共生 | 34 |

《別冊》

(別冊1) 事務事業概要

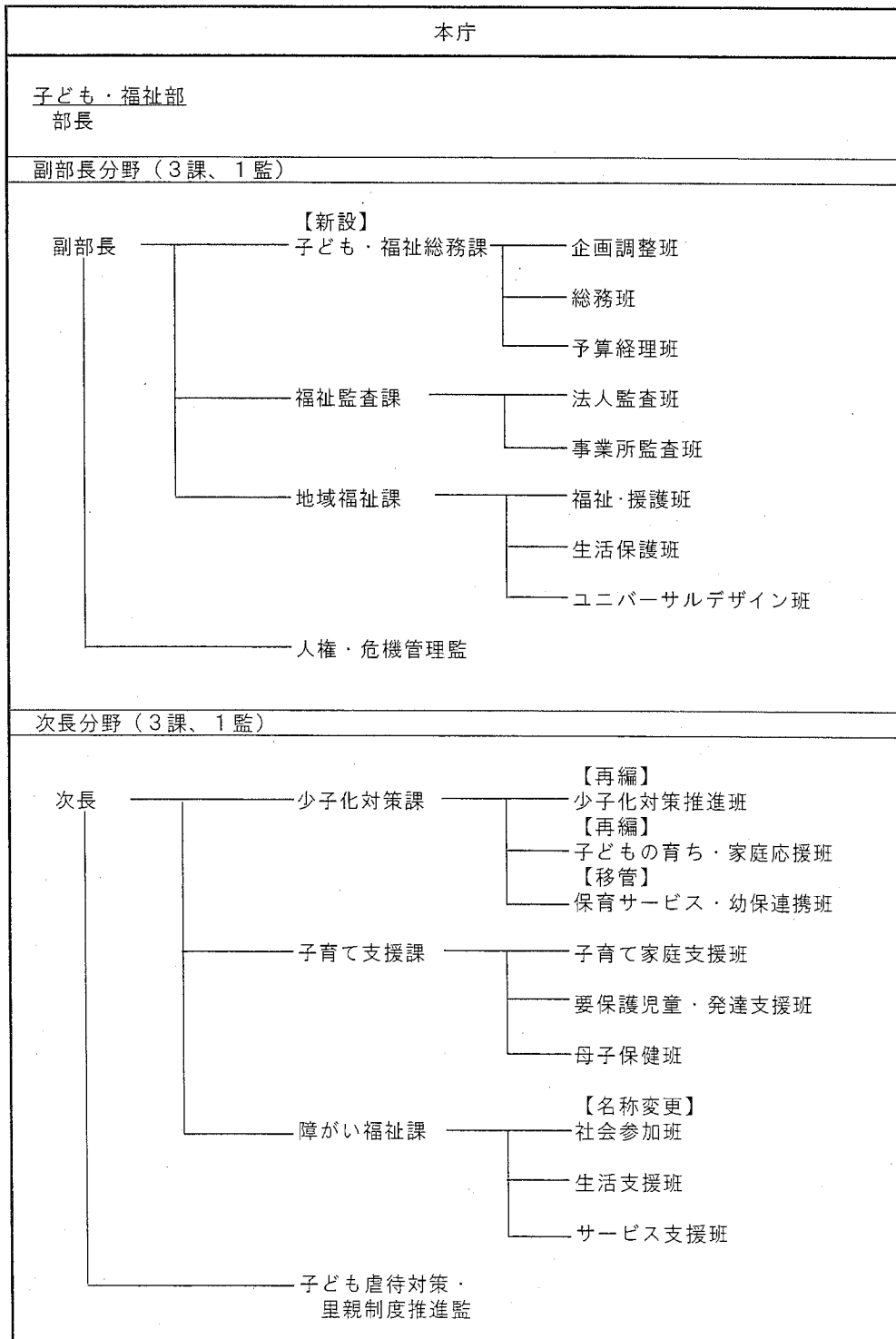
平成30年5月24日
子ども・福祉部

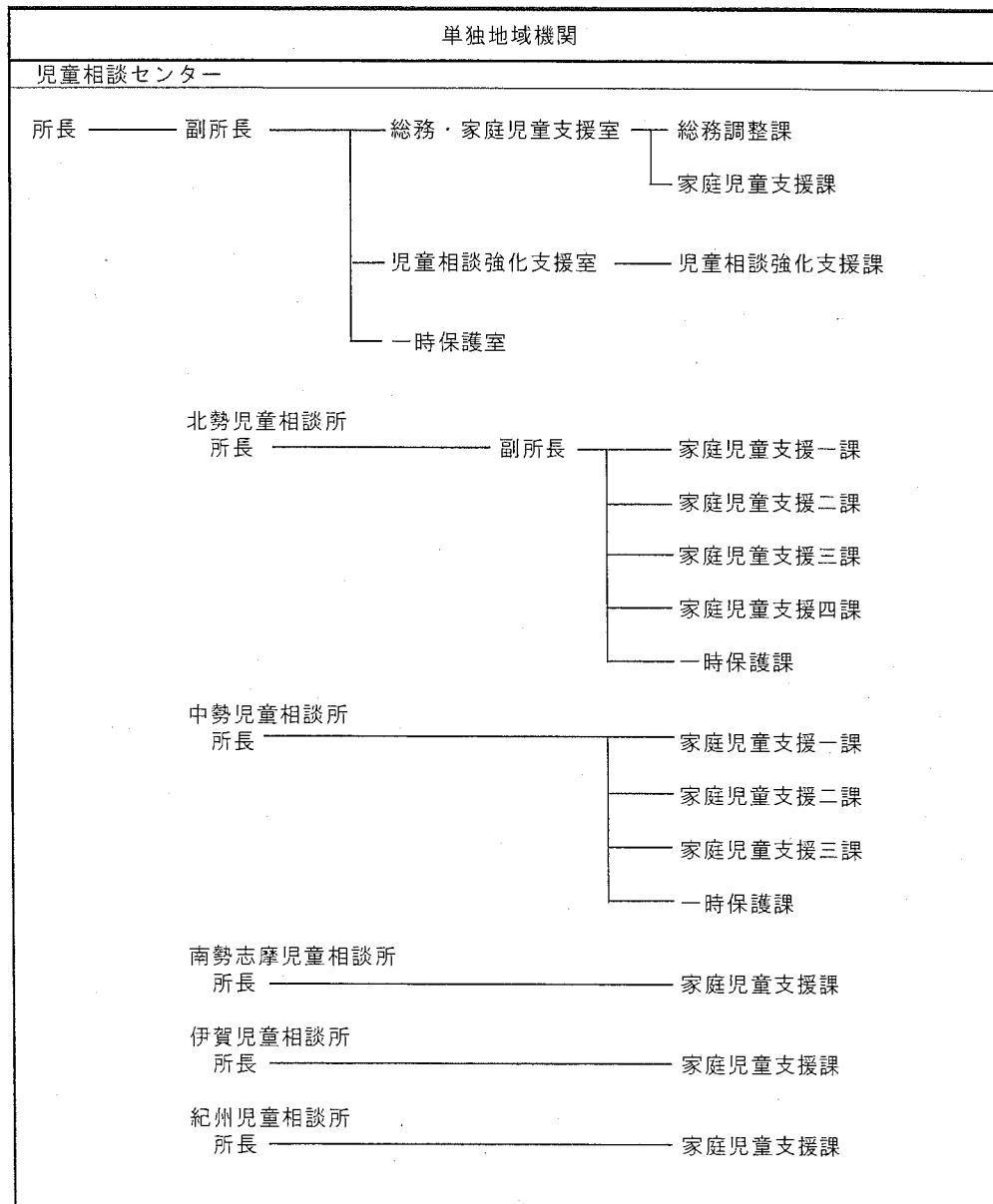
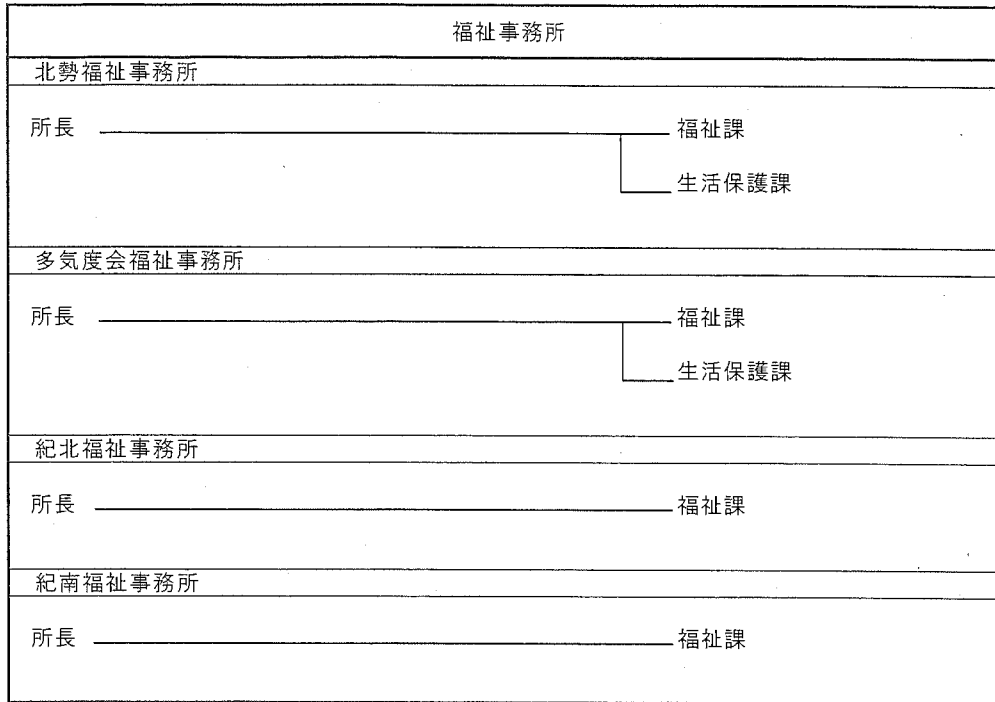
1 組織について

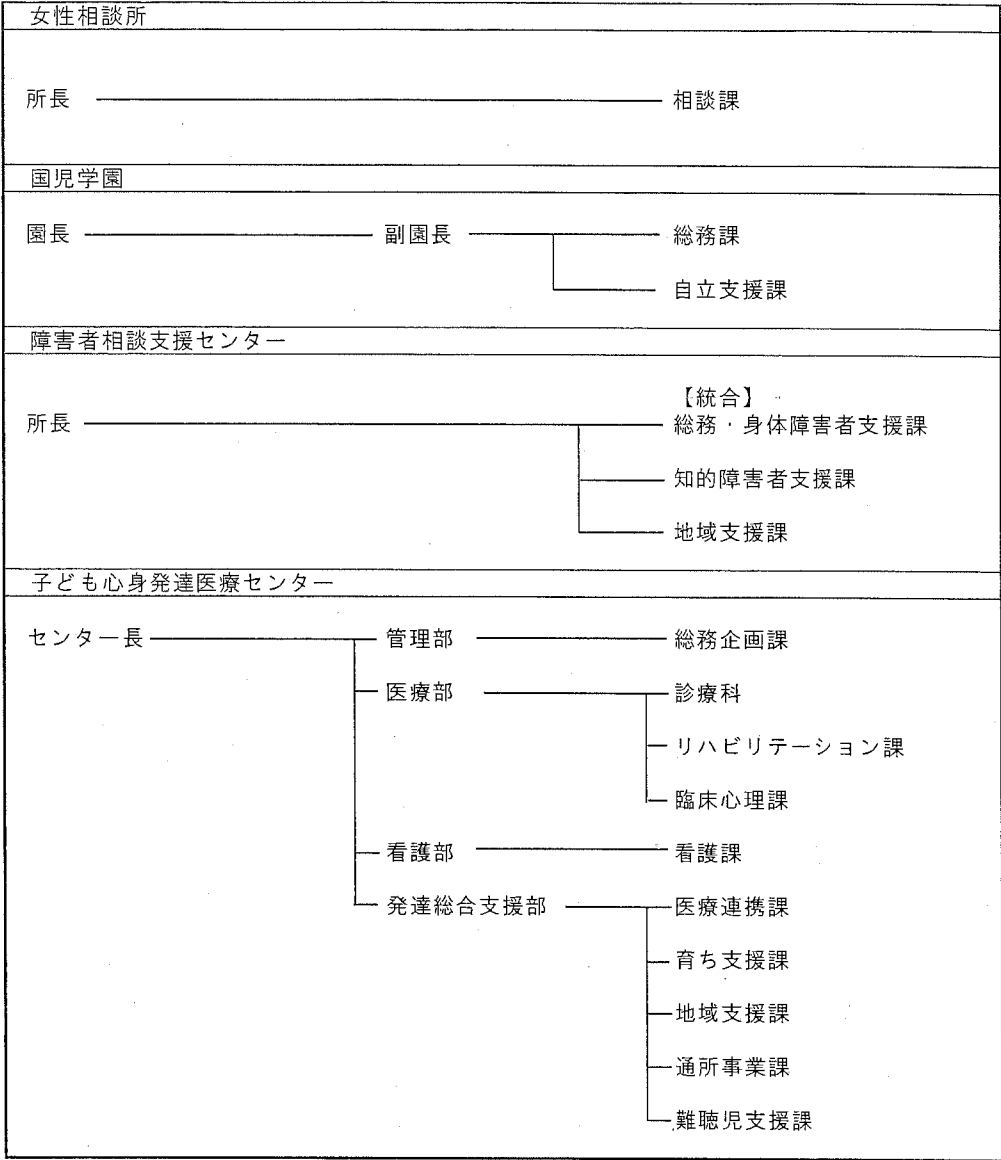
地域包括ケアシステムの構築に向けた医療と介護の一層の連携や国民健康保険の財政運営に的確に取り組むとともに、子どもの貧困対策や社会的養護の推進、児童虐待の防止など、子どもをめぐる課題等に対し、より機動的に対応できるよう、平成30年度から健康福祉部を「医療保健部」および「子ども・福祉部」の2部体制に再編しました。

子ども・福祉部では、子ども・子育て支援の取組と生活保護など社会的扶助の取組の連携を図り、子どもの貧困対策を一層推進するとともに、社会的擁護の推進や児童虐待の防止など子どもをめぐる課題等に取り組んでいきます。

また、障がい児、障がい者に係る業務の連携を推進し、障がいを抱える方々のライフステージに応じた切れ目のない支援を実施していきます。







2 予算について

平成30年度 子ども・福祉部予算 比較表

【一般会計】

(単位:千円、%)

| | | H29、1号 補正後予算 (A) | H30当初 (B) | 増減額 (B) - (A) | 増減率 (B-A)/(A) |
|-----|-----|------------------------|--------------|------------------|------------------|
| 民生費 | 事業費 | 32,219,080 | 33,562,097 | 1,343,017 | 4.2 |
| | 県費 | 25,160,838 | 26,973,335 | 1,812,497 | 7.2 |
| 衛生費 | 事業費 | 1,593,200 | 1,663,725 | 70,525 | 4.4 |
| | 県費 | 1,325,473 | 1,422,233 | 96,760 | 7.3 |
| 教育費 | 事業費 | 1,947,802 | 1,995,190 | 47,388 | 2.4 |
| | 県費 | 1,372,450 | 1,254,869 | △ 117,581 | △ 8.6 |
| 合計 | 事業費 | 35,760,082 | 37,221,012 | 1,460,930 | 4.1 |
| | 県費 | 27,858,761 | 29,650,437 | 1,791,676 | 6.4 |

※県費は財源振替前

【特別会計】

(単位:千円、%)

| | | H29、1号 補正後予算 (A) | H30当初 (B) | 増減額 (B) - (A) | 増減率 (B-A)/(A) |
|----------------------------|--|------------------------|--------------|------------------|------------------|
| 三重県母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付事業特別会計 | | 274,076 | 280,808 | 6,732 | 2.5 |
| 三重県立子ども心身発達医療センター事業特別会計 | | 1,766,738 | 1,970,148 | 203,410 | 11.5 |
| 三重県立小児心療センターあすなろ学園事業特別会計 | | 142,338 | 0 | △ 142,338 | 皆減 |
| 合計 | | 2,183,152 | 2,250,956 | 67,804 | 3.1 |

平成30年度 施策別の予算額

子ども・福祉部
(単位:千円)

| 施策番号 | 施 策 名 | 平成30年度 当初予算額 |
|------|------------------------|-------------------------------------|
| | 112 防災・減災対策を進める体制づくり | 652 |
| | 121 地域医療提供体制の確保 | 3,017 |
| ○ | 131 障がい者の自立と共生 | 11,423,754 |
| ○ | 132 支え合いの福祉社会づくり | 3,477,489 |
| | 211 人権が尊重される社会づくり | 301 |
| | 212 あらゆる分野における女性活躍の推進 | 124,987 |
| ○ | 231 少子化対策を進めるための環境づくり | 345,778 |
| ○ | 232 結婚・妊娠・出産の支援 | 543,801 |
| ○ | 233 子育て支援と家庭・幼児教育の充実 | (873,870) 14,983,638 |
| ○ | 234 児童虐待の防止と社会的養護の推進 | 3,686,018 |
| | 242 地域スポーツと障がい者スポーツの推進 | 63,723 |
| | その他(人件費等) | (1,377,086) 2,567,854 |
| 合 計 | | 特別会計 (2,250,956) 一般会計 37,221,012 |

※ 上段()書きは特別会計分で外数

※ ○印は子ども・福祉部が主担当の施策

平成30年度当初予算のポイント

1 予算編成にあたっての基本的な考え方

県民の命と暮らしを守り、生きがいを支える健康福祉部では、子どもから高齢者までの誰もが、住み慣れた地域の中で、年齢や性別、病気や心身の障がいの有無に関わりなく、支え合いながら、生きがいを持って、安全に安心して暮らせる社会の実現をめざすこととしています。

平成30年度は、『地域における医療及び介護の総合的な確保』に取り組むほか、『健康づくりの推進と国保財政基盤の安定化』、『みえ子どもスマイルプランの推進』および『障がい者の自立と共生社会づくり』等に取り組めます。

2 主な重点項目

(1) 地域における医療及び介護の総合的な確保 【医療保健部へ移行】

高齢化が進む中、団塊の世代が75歳以上となる2025年以降に向けて、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するため、平成30年度からスタートする「第7次三重県医療計画」および次期「みえ高齢者元気・かがやきプラン」（第7期三重県介護保険事業支援計画・第8次三重県高齢者福祉計画）に基づき、医療と介護の一層の連携を図りながら、効率的かつ質の高い医療提供体制の構築や地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組を進めます。

特に、在宅医療・介護の需要が増大することから、人材育成等の事業に重点的に取り組めます。（在宅医療関連予算は、前年度比7,101千円増）

また、家庭の経済状況に関わらず、子どもたちがより安心して医療を受けることができるよう、セーフティネットの拡充を目的に、子どもの医療費助成における補助制度の拡充を行います。

| |
|------|
| 主な事業 |
|------|

《地域医療構想の実現》

| | | |
|-----------------|-----|------------|
| ① 医療審議会費 | 予算額 | 8,187 千円 |
| ② 回復期病床整備事業費補助金 | 予算額 | 121,658 千円 |

《医師・看護職員等の不足・偏在の解消》

| | | |
|--------------|-----|------------|
| ③ 医師確保対策事業 | 予算額 | 600,758 千円 |
| ④ 看護職員確保対策事業 | 予算額 | 176,378 千円 |

《地域の医療体制の整備》

| | | |
|-----------------------|-----|------------|
| ⑤ 救急医療体制推進・医療情報提供充実事業 | 予算額 | 162,473 千円 |
| ⑥ 小児・周産期医療体制強化推進事業 | 予算額 | 198,839 千円 |

《子どもの医療費助成制度の拡充》

| | | |
|----------------|-----|--------------|
| ⑦ 子ども医療費補助金 | 予算額 | 2,231,344 千円 |
| ⑧ 一人親家庭等医療費補助金 | 予算額 | 453,951 千円 |
| ⑨ 障がい者医療費補助金 | 予算額 | 2,167,408 千円 |

《在宅医療・介護の連携推進》

| | | |
|----------------------|-----|-----------|
| (一部新) ⑩ 医療介護連携体制整備事業 | 予算額 | 10,834 千円 |
| ⑪ 在宅医療体制整備推進事業 | 予算額 | 21,778 千円 |
| ⑫ 薬局機能強化事業 | 予算額 | 6,932 千円 |
| ⑬ 地域包括ケア推進・支援事業 | 予算額 | 4,534 千円 |

《介護施設等の整備》

| | | |
|----------------------|-----|------------|
| ⑭ 介護サービス基盤整備補助金 | 予算額 | 220,116 千円 |
| ⑮ 介護サービス施設・設備整備等推進事業 | 予算額 | 320,156 千円 |

《介護人材の確保》

| | | |
|------------------------|-----|-----------|
| ⑯ 福祉・介護人材確保対策事業 | 予算額 | 63,000 千円 |
| (新) ⑰ 介護人材確保新たな仕組み創造事業 | 予算額 | 11,500 千円 |
| ＜事業実施期間：平成30年度～平成32年度＞ | | |

《認知症施策の充実》

| | | |
|------------------------------|-----|-----------|
| ⑱ 認知症ケア医療介護連携事業 | 予算額 | 43,541 千円 |
| ⑲ みえライフイノベーション総合特区促進プロジェクト事業 | 予算額 | 39,329 千円 |

(2) 健康づくりの推進と国保財政基盤の安定化 【医療保健部へ移行】

国民健康保険の安定的な財政運営等を確保するため、平成30年度から県が財政運営の責任主体となり、市町と共に国保の運営に携わるとともに、保険者努力支援制度も活用し、市町と緊密に連携しながら県民の健康増進に取り組めます。

県民一人ひとりが生涯を通じて健康な生活を送ることができるよう、「三重の健康づくり基本計画」のほか、平成30年度からスタートする「三重県がん対策推進計画『第4期三重県がん対策戦略プラン』」、「第3次三重県自殺対策行動計画」および「第2次みえ歯と口腔の健康づくり計画」に基づき、取組を着実に推進していきます。

これらの取組を実施するとともに医療費の適正化を図り、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保につなげます。

主な事業

《生活習慣病対策の推進》

| | | |
|------------------------|-----|-----------|
| ① 三重の健康づくり推進事業 | 予算額 | 1,461 千円 |
| (新) ② 健康マイレージ推進事業 | 予算額 | 1,445 千円 |
| ＜事業実施期間：平成30年度～平成32年度＞ | | |
| (一部新) ③ 糖尿病発症予防対策事業 | 予算額 | 1,942 千円 |
| ④ 健康増進事業 | 予算額 | 92,112 千円 |
| ⑤ がん予防・早期発見事業 | 予算額 | 9,924 千円 |

《メンタルヘルス対策の推進》

| | | |
|----------------|-----|-----------|
| ⑥ 地域自殺対策緊急強化事業 | 予算額 | 32,032 千円 |
|----------------|-----|-----------|

《歯科保健対策の推進》

| | | |
|------------|-----|-----------|
| ⑦ 歯科保健推進事業 | 予算額 | 88,538 千円 |
|------------|-----|-----------|

《国保財政基盤の安定化》

| | | |
|--------------------|-----|---------------|
| ⑧ 国民健康保険事業特別会計繰出金 | 予算額 | 10,318,126 千円 |
| ⑨ 国民健康保険財政安定化基金積立金 | 予算額 | 408,289 千円 |

(3) みえ子どもスマイルプランの推進 【子ども・福祉部へ移行】

みえ子どもスマイルプランの総合目標は目標水準とかい離があることや、少子化対策は成果が表れるまでに一定の期間を要することから、結婚・妊娠・子育てなどの希望がかない、すべての子どもが豊かに育つことのできる三重の実現に向けて、企業や団体等との協創をより重視し、ライフステージ毎に切れ目なく、取組を継続・強化します。

また、社会全体で子どもたちを支援する持続可能な財源を確保するため、「子ども基金（仮称）」を創設します。

主な事業

《ライフプラン教育の推進》

① 思春期ライフプラン教育事業 予算額 2,409 千円

《子どもの貧困対策》

(一部新) ② 子どもの貧困対策推進事業 予算額 739 千円

③ ひとり親家庭自立支援事業 予算額 36,088 千円

(一部新) ④ 生活困窮家庭の子ども学習支援事業 予算額 7,780 千円

《児童虐待の防止》

(一部新) ⑤ 児童虐待法的対応推進事業 予算額 48,205 千円

⑥ 若年層における児童虐待予防事業 予算額 2,780 千円

《社会的養護の推進》

(一部新) ⑦ 家庭的養護推進事業 予算額 95,354 千円

(一部新) ⑧ 家族再生・自立支援事業 予算額 7,236 千円

《出逢いの支援》

⑨ みえの出逢い支援事業 予算額 7,791 千円

《不妊に悩む家族への支援》

⑩ 不妊相談・治療支援事業 予算額 455,746 千円

《切れ目のない妊産婦・乳幼児ケアの充実》

⑪ 出産・育児まるっとサポートみえ推進事業 予算額 3,946 千円

(一部新) ⑫ 健やか親子支援事業 予算額 3,853 千円

《保育・放課後児童対策などの子育て家庭の支援》

(一部新) ⑬ 保育対策総合支援事業 予算額 40,384 千円

⑭ 地域子ども・子育て支援事業 予算額 527,735 千円

⑮ 放課後児童対策事業費補助金 予算額 895,848 千円

(一部新) ⑯ 親の学び応援事業 予算額 9,333 千円

⑰ 保育専門研修事業 予算額 11,266 千円

(新) ⑱ 保育士等キャリアアップ研修事業 予算額 16,438 千円

＜事業実施期間：平成30年度～平成32年度＞

《男性の育児参画の推進》

(一部新) ⑲ 男性の育児参画普及啓発事業 予算額 4,809 千円

《発達支援が必要な子どもへの対応》

⑳ 医療支援事業 予算額 22,137 千円

《県民の意識の高まり、環境の整備》

㉑ 少子化対策県民運動等推進事業 予算額 3,713 千円

(一部新) ㉒ 子どもの育ちの推進事業 予算額 25,372 千円

(4) 障がい者の自立と共生社会づくり 【子ども・福祉部へ移行】

平成28年4月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が施行され、また、本県においても、「三重県手話言語条例」（平成29年4月施行）が制定されるとともに、「障がい者差別解消条例」の策定が検討されるなど、障がい者を取り巻く環境が変化しています。そのような中、本県では平成30年度からスタートする次期「みえ障がい者共生社会づくりプラン」に基づき、「障がいの有無によって分け隔てられることなく、お互いに人格と個性を尊重し合いながら共生する社会」の実現をめざして、権利の擁護や就労・社会参加の支援、地域生活の支援等の障がい者施策を総合的かつ計画的に推進します。

主な事業

《権利擁護》

| | | |
|------------------------|-----|-----------|
| ① 障がい者権利擁護推進事業 | 予算額 | 4,888 千円 |
| ② ユニバーサルデザインのまちづくり推進事業 | 予算額 | 3,417 千円 |
| ③ 地域公共交通バリア解消促進事業 | 予算額 | 68,546 千円 |

《就労・社会参加の支援》

| | | |
|---------------------|-----|-----------|
| ④ 障がい者就労支援事業 | 予算額 | 23,181 千円 |
| ⑤ 障がい者スポーツ推進事業 | 予算額 | 63,723 千円 |
| ⑥ 障がい者の持つ県民力を発揮する事業 | 予算額 | 4,252 千円 |

《地域生活支援》

| | | |
|---------------------------|-----|------------|
| ⑦ 障がい者の地域移行受け皿整備事業 | 予算額 | 170,302 千円 |
| ⑧ 医療的ケアが必要な障がい児・者の受け皿整備事業 | 予算額 | 5,627 千円 |
| ⑨ 医療支援事業（再掲） | 予算額 | 22,137 千円 |
| ⑩ 障がい者相談支援体制強化事業 | 予算額 | 174,747 千円 |

3 事業の見直し

健康福祉部では、これまでの成果を検証したうえで事業を見直し、7本の事業を廃止するほか、7本のリフォームを行い、1本を休止しました。

| 区分 | 事業本数 | 事業費（千円） |
|-------|------|-------------|
| 廃止 | 7本 | ▲ 2,106,716 |
| リフォーム | 7本 | 189,848 |
| 休止 | 1本 | ▲ 734,096 |
| 合計 | 15本 | ▲ 2,650,964 |

【うち子ども・福祉部分】

| 区分 | 事業本数 | 事業費（千円） |
|-------|------|-----------|
| 廃止 | 6本 | ▲ 69,234 |
| リフォーム | 4本 | 424 |
| 休止 | 1本 | ▲ 734,096 |
| 合計 | 11本 | ▲ 802,906 |

※ 「事業費」は、事業の見直しによる増減額を示しています。

みえ子どもスマイルプランの推進

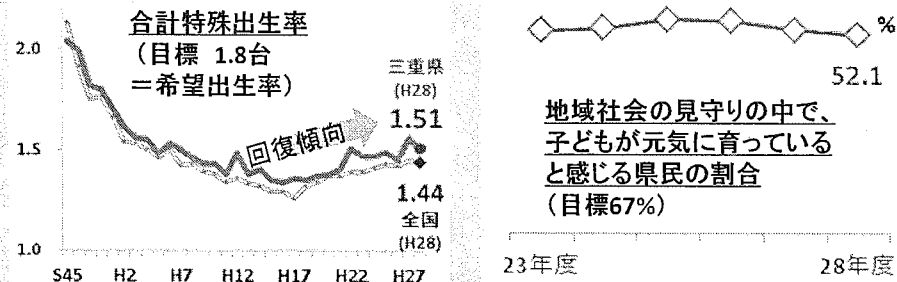
子育て支援課 ①②③⑤⑥⑦⑧⑩⑪⑫⑳
 地域福祉課 ④
 少子化対策課 ⑨⑬⑭⑮⑯⑰⑱㉑㉒

224-2271
 224-2256
 224-2404

みえ子どもスマイルプランの総合目標は目標水準とかい離があることや、少子化対策は成果が表れるまでに一定の期間を要することから、結婚・妊娠・子育てなどの希望がかない、すべての子どもが豊かに育つことのできる三重の実現に向けて、企業や団体等との協創をより重視し、ライフステージ毎に切れ目なく、取組を継続・強化します。また、社会全体で子どもたちを支援する持続可能な財源を確保するため、「子ども基金」を創設します。

めざすべき社会像

結婚・妊娠・子育てなどの希望がかない、すべての子どもが豊かに育つことのできる三重



総合目標の推移

成果が表れるまでに一定の期間が必要

ポイント

社会全体で持続的に支援

子ども基金の創設
 > 社会全体で子どもたちを支援する持続可能な財源の確保
 > 原資は法人県民税超過課税の税收の一部
 全国初の取組

企業・団体等との協創

> 企業・団体等との連携、市町との連携

取組を継続・強化

ライフステージ毎に切れ目のない対策

| 子ども・思春期 | 若者／結婚 | 妊娠・出産 | 子育て |
|---|--|--|---|
| <p>ライフプラン教育の推進</p> <p>①思春期ライフプラン教育事業 予算額 2,409千円</p> <p>子どもの貧困対策</p> <p>②(一部新)子どもの貧困対策推進事業 予算額 739千円 > 子ども食堂開設のためのハンドブックの作成など、居場所づくりを進めるノウハウの提供</p> <p>③ひとり親家庭自立支援事業(子) 予算額 36,088千円</p> <p>④(一部新)生活困窮家庭の子どもの学習支援事業 予算額 7,780千円 > 生活困窮家庭の子どもを対象にした学習支援等の実施(中学生に加え、高校生世代に拡充)</p> <p>○高校生等教育費負担軽減事業【教育委員会】 ○スクールカウンセラー等活用事業【教育委員会】 ○私立高等学校等教育費負担軽減事業【環境生活部】</p> <p>児童虐待の防止</p> <p>⑤(一部新)児童虐待法的対応推進事業(子) 予算額 48,205千円 > 子どもの権利擁護に配慮した多機関連携や協同面接等の取組の充実</p> <p>⑥若年層における児童虐待予防事業(子) 予算額 2,780千円</p> <p>社会的養護の推進</p> <p>⑦(一部新)家庭的養護推進事業(子) 予算額 95,354千円 > 里親制度の普及啓発や里親の養育力向上に向けた研修の充実</p> <p>⑧(一部新)家族再生・自立支援事業 予算額 7,236千円 > 施設退所後の進学や就職について考える機会を提供し、相談に応じるアドバイザーの派遣</p> | <p>若者の雇用対策</p> <p>○U・Iターン就職支援事業【雇用経済部】 ○(新)三重U・Iインターンシップ推進事業【雇用経済部】 ○若年無業者ジョブエスコート事業【雇用経済部】 ○おしごと広場みえ運営事業【雇用経済部】 ○豊かな森と地域を担う人づくり事業【農林水産部】 ○水産業・漁村を支える担い手の確保育成事業【農林水産部】</p> <p>出逢いの支援</p> <p>⑨みえの出逢い支援事業 予算額 7,791千円</p> | <p>不妊に悩む家族への支援</p> <p>⑩不妊相談・治療支援事業 予算額 455,746千円</p> <p>切れ目のない妊産婦・乳幼児ケアの充実</p> <p>⑪出産・育児まるっとサポートみえ推進事業(子) 予算額 3,946千円</p> <p>⑫(一部新)健やか親子支援事業 予算額 3,853千円 > 健やか親子21全国大会の開催</p> <p>周産期医療体制の充実と在宅での療育・療養支援</p> <p>○小児・周産期医療体制強化推進事業【医療保健部】</p> | <p>保育・放課後児童対策などの子育て家庭の支援</p> <p>⑬(一部新)保育対策総合支援事業(子) 予算額 40,384千円 > 潜在保育士に対する就労意向等調査の実施及び人材登録の促進</p> <p>⑭地域子ども・子育て支援事業 予算額 527,735千円</p> <p>⑮放課後児童対策事業費補助金(子) 予算額 895,848千円</p> <p>⑯(一部新)親の学び応援事業(子) 予算額 9,333千円 > 野外体験保育に主体的に取り組む人材の育成</p> <p>⑰保育専門研修事業(子) 予算額 11,266千円</p> <p>⑱(新)保育士等キャリアアップ研修事業 予算額 16,438千円 > キャリアアップ研修の実施による保育士等の処遇改善</p> <p>男性の育児参画の推進</p> <p>⑲(一部新)男性の育児参画普及啓発事業(子) 予算額 4,809千円 > イクボス推進の普及啓発に取り組む「イクボス伝道師」の養成</p> <p>発達支援が必要な子どもへの対応</p> <p>⑳医療支援事業 予算額 22,137千円</p> |
| <p>ライフステージ毎に切れ目のない対策を講じるために</p> | | | |

働き方

子育て期女性の就労に関する支援

○(一部新)女性の就労支援事業【雇用経済部】

企業による仕事と子育てとの両立に向けた取組の支援

○みえの輝くロールモデル創出事業【環境生活部】
 ○みえの輝く女子プロジェクト事業【環境生活部】
 ○働き方改革総合推進事業【雇用経済部】
 ○(新)働き方改革取組拡散事業【雇用経済部】

県民の意識の高まり、環境の整備

㉑少子化対策県民運動等推進事業 予算額 3,713千円
 ㉒(一部新)子どもの育ちの推進事業(子) 予算額 25,372千円
 > みえの子ども白書(仮称)の作成

障がい者の自立と共生社会づくり

障がい福祉課 ①④⑤⑥⑦⑧⑩ 224-2274
地域福祉課 ②③ 224-2256
子育て支援課 ⑨ 224-2271

平成28年4月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が施行され、また、本県においても、「三重県手話言語条例」（平成29年4月施行）が制定されるとともに、「障がい者差別解消条例」の策定が検討されるなど、障がい者を取り巻く環境が変化しています。そのような中、本県では平成30年度からスタートした「みえ障がい者共生社会づくりプラン」に基づき、「障がいの有無によって分け隔てられることなく、お互いに人格と個性を尊重し合いながら共生する社会」の実現をめざして、権利の擁護や就労・社会参加の支援、地域生活の支援等の障がい者施策を総合的かつ計画的に推進します。

権利擁護

①障がい者権利擁護推進事業

予算額 4,888千円

《障がいを理由とする差別解消に向けた取組》

障がいを理由とする差別の解消に向けた啓発活動を進めるほか、三重県障がい者差別解消支援協議会で構築したネットワークを生かし、差別の解消に向けた取組を推進します。

《手話施策の推進》

「三重県手話施策推進計画」に基づき、県民が手話を学習する機会の確保や手話通訳を行う人材の育成等を行い、手話を使用しやすい環境の整備を進めます。

《障がい者の虐待防止》

研修の実施や専門家チームの活用により、障がい者の虐待防止や対応力の向上を図ります。

②ユニバーサルデザインのまちづくり

推進事業 予算額 3,417千円

《ヘルプマークの普及》

周囲の方に配慮や援助を必要としていることを知らせるヘルプマークやヘルプカードの普及を進めます。



③地域公共交通バリア解消促進事業

予算額 68,546千円

《公共交通機関のバリアフリー化》

公共交通機関を利用する際に、だれもが安全で自由に移動できるよう、鉄道事業者が行う駅舎のバリアフリー化（段差解消、内方線整備等）に対する支援を行います。

④障がい者就労支援事業

予算額 23,181千円

《福祉事業所への支援等》

経営コンサルタント等を活用した福祉事業所の経営改善等への支援を進めるとともに、福祉事業所に対する受注の仲介、販路開拓等を行う共同受注窓口の取組を支援し、一層の受注拡大を進めます。また、社会的事業所の安定的な運営に向けた支援を行います。

⑤障がい者スポーツ推進事業 予算額 63,723千円

《三重とこわか大会に向けた取組》

2021年の三重とこわか大会に向けて、選手の発掘・育成や指導員等の養成、練習環境の整備を行います。

《国内外の大会で活躍できる選手の育成等》

東京オリンピック・パラリンピックに向けて、引き続き、国内外の大会で活躍できる身体障がい者選手の発掘・育成を図るとともに、事前キャンプ地誘致に向けた競技団体の合宿や大規模大会の誘致を行います。

⑥障がい者の持つ県民力を発揮する事業

予算額 4,252千円

《三重県障がい者芸術文化祭の開催等》

障がい者の芸術・文化活動を活性化するため、さまざまな主体と連携して「三重県障がい者芸術文化祭」を開催するとともに、「2020年東京オリンピック・パラリンピックに向けた障がい者の芸術文化活動推進知事連盟」の活動に参加します。

三重とこわか大会
2021年度三重県障がい者スポーツ大会 ときをいって人 かがやいて未来 2021



共生社会の実現に向けて

地域生活支援

⑦障がい者の地域移行受け皿整備事業

予算額 170,302千円

《グループホーム等の整備促進》

障がい者の地域移行を進めるため、グループホームや日中活動の場の整備促進に取り組みます。

《過齢児の地域移行等の推進》

福祉型障害児入所施設にコーディネーターを配置し、過齢児の地域移行等を進めます。

⑧医療的ケアが必要な障がい児・者の受け皿整備事業

予算額 5,627千円

《医療的ケアが必要な障がい児・者への支援》

医療的ケアが必要な障がい児・者とその家族が地域で安心して生活できるよう、これまで各地域で構築された支援体制の強化と連携を図るため、研修会の開催や専門家派遣による障害福祉サービス等事業所への助言等を行います。

《日中活動の場やレスパイト先の確保》

医療機器購入や喀痰吸引研修受講費の補助により、障害福祉サービス事業所等の受入れを促進し、日中活動の場やレスパイト先の確保を図ります。

⑨医療支援事業（再掲）

予算額 22,137千円

《発達障がい児への支援》

途切れのない発達支援体制の構築に向けて、「CLMと個別の指導計画」の幼稚園・認定こども園・保育所への導入を促進するとともに、医療従事者等を対象とした研修会を開催するなど、地域の関係機関によるネットワークづくりを進めます。

⑩障がい者相談支援体制強化事業

予算額 174,747千円

《発達障がい者等への支援》

《各種相談の実施》

各障害保健福祉圏域において、就業・生活相談と障がい児の療育相談を実施するとともに、県内全域を対象とした自閉症・発達障がい、高次脳機能障がい、重症心身障がい等専門性の高い相談事業を行います。

3 子ども・福祉部の所管事項について

| 項 目 | (1) 支え合いの福祉社会づくり | 福祉監査課 地域福祉課 |
|--|------------------|----------------|
| <p>1 現状および課題</p> <p>(1) 地域の支え合い</p> <p>近年、単身高齢者や高齢者のみの世帯が増加し、家族や地域社会等との絆が希薄となる中で、社会的に弱い立場に置かれた人々が孤立し、地域で生活し続けることが困難な状況が生じています。</p> <p>このような中、住民が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、住民の立場に立って活動する民生委員・児童委員やボランティアなどによる地域福祉活動への期待が高まっています。</p> <p>地域福祉活動の中核的な役割を担う民生委員・児童委員について、県民の理解を深めるとともに、民生委員・児童委員の活動を、市町とも連携しながら支援していく必要があります。</p> <p>また、地域で生活する判断能力に不安のある高齢者や障がい者等が、必要な福祉サービスを受けられない、あるいは金銭管理ができず消費者被害に遭うなどの問題が起きています。</p> <p>社会構造の変化の中で、人々がさまざまな生活課題を抱えながらも住み慣れた地域で自分らしく暮らしていけるよう、地域住民等が支え合い、一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていくことのできる「地域共生社会」の実現に向けて、地域づくりの強化のための取組を推進していく必要があります。</p> <p>(2) 生活困窮者への支援</p> <p>生活困窮者に対し、困窮の程度に応じて必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、自立を助長するなど生活保護の適正実施に努めています。</p> <p>また、生活保護に至る前の段階での生活困窮者の自立支援について、平成 27 年 4 月に施行された生活困窮者自立支援法に基づき、県においては、関係機関と連携し、所管地域（多気町を除く郡部）における生活困窮者の自立支援に取り組むとともに、福祉事務所設置市町（14 市、多気町）に対し、事業の円滑な実施のために必要な助言、情報提供を行っています。</p> <p>引き続き、制度の普及啓発に努めるとともに、市町に対する先駆取組事例等の情報提供、事業者が行う就労訓練事業の取組を推進する必要があります。</p> | | |

(3) ユニバーサルデザインのまちづくり

障がい者、高齢者等をはじめとする全ての人々が自由に行動し、安全で快適に生活できるユニバーサルデザインのまちづくりを総合的に推進するため、「三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例」や同条例に基づく「第3次三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進計画（2015―2018）」に沿って取組を進めており、引き続き、平成31年度から4年間（2019年度～2022年度）を計画期間とする第4次推進計画の策定を行う必要があります。

障がい者や高齢者、妊産婦、けが人など、歩行が困難な方の外出を支援することを目的とした「三重おもいやり駐車場利用証制度」（平成24年10月開始）については、利用証交付者数が平成30年3月末時点で58,476人（累計）、「おもいやり駐車場」の登録届出数が2,122施設、4,270区画となるなど、制度が定着しつつありますが、「おもいやり駐車場」で利用証を掲示していない車が見られることなどから、引き続き制度の啓発が必要です。

また、外見からわからなくても援助や配慮を必要としている障がいのある方や病気の方などが周囲の方に支援や理解を求めやすくするための「ヘルプカード」を平成30年2月から配布しており、引き続きヘルプマークの普及に取り組む必要があります。

公共交通機関のバリアフリー化については、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（バリアフリー法）に基づく国の基本方針に沿って、県内の鉄道駅のバリアフリー化等を進める必要があります。

(4) 適切な指導監査の推進

社会福祉法人や介護保険・障がい福祉サービス事業者等への指導監査について、連絡会議や研修会の開催により、市町との連携を図りながら適切に実施するとともに、社会福祉法人制度改革についての研修会等により社会福祉法人に対する情報提供を行いました。

引き続き、市町と連携して指導監査にあたりるとともに、増大する事業所に対しての効果的、効率的な監査を行う必要があります。

2 今後の予定

(1) 地域の支え合い

ア 民生委員・児童委員活動への支援とボランティア活動の促進

住民の立場に立って相談・支援を行う民生委員・児童委員の活動を、市町とも連携し支援するとともに、制度の一層の周知等により、民生委員・児童委員の活動に対する社会的理解を深めていきます。

また、ボランティア活動の一層の活性化を図るため、県ボランティアセンター（県社会福祉協議会）が行うボランティアコーディネーターの養成や広報啓発事業等を支援します。

イ 権利擁護の推進

判断能力に不安のある高齢者や障がい者が、地域で自立して生活できるよう、福祉サービス利用の手続きや金銭管理など、日常生活の支援を行う社会福祉協議会の活動を支援し、支援体制の確保を図ります。

ウ 「地域共生社会」の実現に向けた地域づくりの強化のための取組の推進

市町における、住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制づくりや、世帯全体の複合化・複雑化した課題を受け止める包括的な相談支援体制づくりなどの支援に取り組みます。

(2) 生活困窮者への支援

生活困窮者に対し、困窮の程度に応じて必要な保護を行うとともに、生活困窮者自立支援法に基づき次の取組を実施します。

ア 県所管地域（多気町を除く郡部）における自立支援

引き続き、県所管地域において、各町、関係機関と連携のうえ、生活困窮者からの相談に適切に対応し、就労支援、家計等に関するきめ細かな支援、子どもへの学習支援など、早期の自立支援に取り組みます。

なお、子どもの学習支援については、大学等への進学や就労に向けた支援も必要であることから、平成30年度から対象者を高校生や高校中退者、中卒者に拡大して取り組みます。

イ 福祉事務所設置市町への情報提供等

福祉事務所設置市町において、生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業や子どもの学習支援事業などの各種事業が実施されるよう、引き続き必要な助言、情報提供を行うとともに、相談支援にあたる職員の研修を行うなど、市町の取組を支援します。

ウ 就労訓練事業に協力が得られるよう、好取組事例の紹介、県による協力事業所の取組の発信やPRを行います。

(3) ユニバーサルデザインのまちづくり

ア 「第4次三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進計画」の策定

「第3次三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進計画」の進捗状況を検証するとともに、「障がい者差別解消条例」の策定の検討、本県での国民体育大会や全国障害者スポーツ大会の開催など、ユニバーサルデザインをとりまく社会の変化をふまえ、平成31年度から4年間（2019年度～2022年度）を計画期間とする第4次推進計画を平成30年度に策定します。

イ ユニバーサルデザインの意識づくり

ユニバーサルデザインについての学校出前授業など身近な取組により、さまざまな主体をつなぐネットワークづくりを行い、ユニバーサルデザインの意識づくりを進めます。

「三重おもいやり駐車場利用証制度」について、市町やUD団体などと連携して普及啓発を行うとともに、さまざまな施設に「おもいやり駐車場」が設置されるよう事業者等に協力を依頼します。

ヘルプマークについては全国的に普及が進んできており、本県においても「ヘルプマーク（ストラップ）」を作成し、必要な方に配布するとともに啓発に取り組みます。

ウ 駅舎のバリアフリー化の推進

公共交通機関を利用する際に、だれもが安全で自由に移動できるよう、鉄道事業者が行う駅舎のバリアフリー化を支援するとともに、事業者や関係市と今後の整備方針等について調整を進めます。

(4) 適切な指導監査の推進

社会福祉法人や介護保険・障がい福祉サービス事業者等への指導監査について、市町と連携しながら、引き続き効果的、効率的な指導監査を実施します。

| 項目 | (2) 少子化対策の推進 | 少子化対策課 |
|---|--------------|--------|
| <p>1 現状および課題</p> <p>(1) 少子化対策を進めるための機運醸成</p> <p>「結婚・妊娠・子育てなどの希望がかない、すべての子どもが豊かに育つことのできる三重」をめざして、さまざまな主体で構成される三重県少子化対策推進県民会議を設置し、少子化対策をはじめとする子ども・家庭政策の計画である「希望がかなうみえ 子どもスマイルプラン」(平成27年度～31年度。略称：みえ子どもスマイルプラン)を平成27年3月に策定し、PDCA(計画・実行・評価・改善)のサイクルに基づき、的確な進行管理を行っています。</p> <p>また、県民の皆さんや企業、関係機関等と少子化の現状等について危機感を共有し、対策の必要性について広く認識していただくとともに、さまざまな主体の参画を得ながら取組を進める必要があるため、「みえ・たい³(たいキューブ)・スイッチ」[※]関連イベントの開催や、「みえ子どもスマイルネット」(少子化対策総合ウェブサイト)により、切れ目のない支援や取組について、わかりやすい情報発信を行っています。</p> <p>少子化対策は成果が表れるまで長い時間を要することから、引き続き、少子化対策に対する機運の醸成を図る必要があります。</p> <p>[※]みえ・たい³(たいキューブ)・スイッチ</p> <p>少子化対策の機運を、さまざまな主体の参画により県民全体で盛り上げていくためのキャッチフレーズ。「みえ 出逢いたい 産みたい 育てたい スイッチ」の略。</p> <p>(2) 子どもの育ちを支える地域社会づくり</p> <p>県では、平成23年4月に制定した「三重県子ども条例」の基本理念に基づき、子どもの育ちを支える取組を進めています。</p> <p>県の取組に関して、子どもの意見を聞き、施策の参考とするため、インターネットを利用した「キッズ・モニター」によるアンケートを実施するとともに、子どもからの相談に対応するため、子ども専用相談電話「こどもほっとダイヤル」を運営しています。</p> <p>また、「みえ次世代育成応援ネットワーク」[※]と連携して、子育てを応援するイベント「第12回子育て応援！わくわくフェスタ」を開催し、子どもの育ちを社会全体で支えていくネットワークを広げるとともに、企業や団体等と連携して取り組む「みえの子ども応援プロジェクト」[※]や、子育て家庭応援クーポンの協賛店舗拡大なども進めていますが、さらなる協賛店舗拡大の取組が必要です。</p> <p>さらに、「三重県青少年健全育成条例」に基づき、携帯電話販売店等に対して立ち入り調査を実施し、青少年が使用する携帯電話等のフィルタリングサービス利用の周知を行いました。青少年のフィルタリングサービスの利用率は65.6%(平成29年度)であり、引き続き周知を図る必要があります。</p> | | |

加えて、市町と連携して、子育て家庭を応援する人材養成として「子育て・子育てマイスター養成講座」や「孫育て講座」を開催しました。

引き続き、多くの市町で祖父母世代も含めたさまざまな主体と連携しながら、子育て家庭を応援していく必要があります。

※みえ次世代育成応援ネットワーク

地域で子どもの育ちや子育て家庭を応援するため、企業や子育て支援団体に構成するネットワーク。平成30年3月末 1,554 会員（企業 902 団体 652）。

※みえの子ども応援プロジェクト

企業や団体、個人から、人的、資金的、物的支援を得ながら、結婚や妊娠・子育てなどの希望がかない、すべての子どもが豊かに育つ三重の実現に向けた取組を応援することにより、「子どもの笑顔と子育ての喜びがあふれる地域社会づくり」を進めることを目的としたプロジェクト。平成21年度から実施。

(3) 男性の育児参画の推進

「みえの育児男子プロジェクト」として、「第4回ファザー・オブ・ザ・イヤー in みえ」や「みえの育児男子親子キャンプ」の開催など、男性の育児参画の必要性を普及するさまざまな取組を実施しました。

また、男性の育児休暇・休業の取得を促進するため「サンキュー育休キャンペーン」として、子育て中の男性や育休取得経験者による意見交換や優良事例の収集等を行い、冊子にまとめ、市町や企業等に配布しました。

仕事と家庭生活の両立に向けた職場環境づくりには、「イクボス」の存在が重要なことから平成28年度に設置した「みえのイクボス同盟」（平成30年3月末 150 企業団体加盟）の加入促進に努めるとともに、市町や企業と連携し、イクボス養成講座を実施しました。引き続き、機運醸成や環境づくりを進める必要があります。

(4) 出逢いの支援

平成26年度に「みえ出逢いサポートセンター」（以下「センター」という。）を設置し、結婚を希望する人に情報提供を行っていますが、会員の増加にともないニーズに応じた情報提供が求められることから、システム改修を行い効果的な情報発信に取り組みました。

また、結婚を希望する人を応援する地域づくりをさらに進めるため、地域の小売業や飲食店と連携し、利用者に特典やサービスの提供などを一斉取組として実施しました。引き続き、企業等と連携した取組を行う必要があります。

結婚を望む人が結婚できる地域社会の実現に向け、若者の結婚等に関する意識調査を実施するとともに、新たに市町担当者会議を設置し、収集したデータや先進事例、調査結果を市町等に提供し、市町における取組の促進を働きかけました。

さらに、県内全ての大学生を対象とした結婚等に関する意識調査やライフプラン、キャリアデザイン等に関する啓発を行うとともに、住民や企業、従業員を対象とした意識調査も実施し、労使協働による結婚支援の取組の活性化を図りました。

こうした調査結果等をふまえ平成29年度に策定した「みえの出逢い支援等実施計画」をもとに、引き続き、結婚を望む人が結婚できる地域社会の実現に向けて、市町や大学、企業・団体との協創により、さらに取組を進めていく必要があります。

(5) 家庭教育の推進

少子化の進行や共働き家庭の増加、地域のつながりの希薄化など、家庭を取り巻く環境は大きく変化し、家庭や家族のあり様が多様化する中、孤立しがちな家庭や子育て・しつけ・教育に不安を感じる保護者が増加していることから、平成29年3月に策定した家庭教育の充実に向けた取組方策を示す「みえ家庭教育応援プラン」に基づき、市町と連携した「家庭教育応援モデル事業」、三重県PTA連合会や企業等と連携した「みえ家庭教育応援フォーラム」などを実施しました。

また、生活習慣を大切にしたい「みえ家庭教育応援リーフレット」を作成・配布するとともに、乳幼児をもつ親などを対象とした「みえの親スマイルワーク」(ワークシートを活用したワークショップ)や「男性の子育て応援講座」を開催しました。今後は県内各地で家庭教育が推進されるよう、市町や企業に働きかけていく必要があります。

また、昨年度に引き続き、野外体験保育に主体的に取り組もうとする幼稚園や保育所等に対し、アドバイザーの派遣や事例研究会を開催しました。引き続き、野外体験保育の普及を図る必要があります。

また、子どもと大人のあたたかい気持ちの交流の機会を提供するため、家族の絆一行詩コンクールを実施するとともに、感動が伝わる映像集を作成しました。

(6) 保育・放課後児童対策などの子育て家庭の支援

平成27年3月に策定した「三重県子ども・子育て支援事業支援計画」(平成27年度～31年度)に基づき、質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、保育の量的拡大・確保、地域の子ども・子育て支援の充実に取り組んでいます。

本県の待機児童は、平成29年4月1日現在では100人でしたが、保護者の職場復帰等により年度途中に低年齢児の入所希望が増加することから、10月1日現在では452人となりました。低年齢児の入所希望に対応できる保育士数を確保することが課題となっています。

また、子どもが病気になったとき、子どもを預けることができるように、病児・病後児保育等に取り組む市町を増やす必要があります。

このほか、放課後の子どもの居場所づくりとして、放課後児童クラブや放課後子ども教室の整備・運営等を支援するなど、県内市町の「子ども・子育て支援事業計画」が着実に推進されるよう支援する必要があります。

2 今後の予定

(1) 少子化対策を進めるための機運醸成

少子化対策に対する機運の醸成を図るため、引き続き、少子化対策推進県民会議や「みえ・たい³（たいキューブ）・スイッチ」関連イベントを開催するほか、「みえ子どもスマイルネット」による情報発信を進めます。

また、「みえ子どもスマイルプラン」に基づく取組状況を検証し、プランに掲げた取組の着実な推進を図ります。

さらに、「三重県子ども条例」に基づき、子どもの生活に関する意識や実態等を調査し、第3回の「みえの子ども白書（仮称）」としてまとめる予定です。

(2) 子どもの育ちを支える地域社会づくり

引き続き、「三重県子ども条例」の普及啓発や、子どもの意見を県の施策等へ反映させることを目的とした「キッズ・モニター」を実施するとともに、子どもからの相談に対応する「こどもほっとダイヤル」を運営します。

また、「みえ次世代育成応援ネットワーク」に参加する企業等の子育て支援の取組を「見える化」とともに他企業への拡大を促進します。また、子育てを応援するイベント「子育て応援！わくわくフェスタ」を開催するなど、企業、団体等と連携しながら、「みえの子ども応援プロジェクト」を進めます。

さらに、子育て家庭を社会全体で応援する機運を高めるため、子育て家庭応援クーポン協賛店舗の拡大にも取り組んでいきます。

加えて、親等に対して、携帯電話等を通じたネット被害防止の重要性やフィルタリングサービスの必要性、家庭におけるルールづくりなどについて周知を図るとともに、子育て家庭を応援する取組を促進するため、引き続き市町と連携して「子育て・子育てマイスター養成講座」、「孫育て講座」の開催や育成した人材のフォローアップに取り組みます。

(3) 男性の育児参画の推進

「みえの育児男子プロジェクト」として、男性の育児参画への関心を高める普及啓発を引き続き進めるとともに、企業における「イクボス」推進の取組をさらに促進するため、新たに中小企業診断士等の企業と接点が多い職種の方などを「イクボス伝道師」として養成し、企業等におけるイクボス推進取組の一層の拡大を図ります。

(4) 出逢いの支援

結婚を望む人に対し、出逢いの場の情報提供を進めるため、「みえの出逢い支援等実施計画」に基づき、センターの情報発信に加え、美容組合と連携し地域の美容院においてセンターの情報を紹介するなど、企業・団体と連携した情報発信の強化を進めます。

また、引き続きセンターが中心となり、市町や企業、団体等が行う、結婚を望む人のニーズに応じた多様な出逢いの場づくりの支援を行うなど、さまざまな主体との協創による取組を進めます。

さらに、社会全体で結婚を望む人を応援する地域づくりを進めるため、市町や企業等さまざまな主体と連携し、引き続き機運の醸成に取り組みます。

(5) 家庭教育の推進

「みえ家庭教育応援プラン」に基づき、家庭教育に関する理解や家庭等で取り組むコンテンツの普及等を進めるため、フォーラムの開催やモデル事業による市町の取組の支援及び他市町への波及を図ります。

また、引き続き、乳幼児の親同士の交流機会や学習機会となるワークショップ等を開催する市町を支援するとともに、男性の育児参画を進める中で、父親等を対象に子どもの生活習慣や自主性等について考える場づくりを促進します。

さらに、子どもの生き抜いていく力の育成に向け、野外体験保育に関する普及啓発や野外体験保育を進めるための人材育成等に取り組みます。

(6) 保育・放課後児童対策などの子育て家庭の支援

低年齢児や病児・病後児保育の充実、放課後児童対策など、子育て家庭を支える取組が進み、地域で安心して子育てができている状況をめざして、「三重県子ども・子育て支援事業支援計画」に基づき、幼児教育・保育の総合的な提供等を図ります。

待機児童の解消に向けて、保育所等の整備や低年齢児保育充実のための保育士加配に取り組む市町に対して支援します。また、潜在保育士の職場復帰支援や新任保育士の就業継続支援、保育士修学資金貸付事業などを実施するとともに、三重県に登録のある潜在保育士に対して就労意向等調査を行い、就労意欲のある潜在保育士に対しては福祉人材センターへの登録を促すなどして保育士確保に向けた取組を進めます。

低年齢児保育の受け皿として地域型保育の充実を進めていく中、その大きな担い手となる子育て支援員のための研修（地域保育コース・地域保育型）を引き続き実施します。

また、幼稚園教諭や保育士等の専門性を高めるための研修等を実施するとともに、保育士等の処遇改善の要件となっているキャリアアップ研修を実施することで、保育現場におけるリーダー的職員の育成および資質向上を推進します。

病児・病後児保育の運営、広域利用、施設整備への支援を行い、保育環境の整備に努めます。放課後児童クラブや放課後子ども教室の運営、施設整備・拡充への支援を行うとともに、放課後児童支援員への研修等を行い、放課後における児童の健全育成に努めます。

| 項目 | (3) 支援が必要な子ども・家庭への対応 | 子育て支援課 |
|--|----------------------|--------|
| <p>1 現状および課題</p> <p>(1) ライフプラン教育の推進</p> <p>核家族化や地域の結びつきも弱くなる中、子どもたちが家庭を築くことや、家庭生活・家族の大切さなどについて考える機会が少なくなっています。</p> <p>また、妊娠・出産には適齢期があることは十分に知られていません。医学的に正しい知識を知らないことにより、結果として妊娠・出産の希望がかなわないことは避ける必要があります。</p> <p>こうしたことから、医療関係機関等と連携して大学や企業へアドバイザーを派遣するなど、さまざまな主体と連携して家族の大切さや妊娠・出産、性に関する知識を習得する機会を設けました。</p> <p>引き続き、子どもたちを含めた若い世代に、妊娠・出産や性に関する正しい知識を得る機会、家庭生活や家族の大切さを考える機会や自らのライフプランを考える機会を提供することが必要です。</p> <p>(2) 不妊に悩む家族への支援</p> <p>結婚年齢や妊娠・出産年齢の上昇とともに、不妊治療を受ける方は増加していますが、特定不妊治療をはじめ、不妊治療・不育症治療には、一部検査を除き医療保険は適用されません。</p> <p>平成 16 年度に特定不妊治療（体外受精・顕微授精）への補助制度が国において創設されるとともに、国の平成 27 年度補正予算からは特定不妊治療における初回の治療費の上乗せ及び男性不妊治療費への助成が行われることとなりました。</p> <p>しかしながら、経済的負担は依然として大きいことから、県では、国に対して不妊治療等に対する経済的支援の拡充を要望するとともに、所得の少ない夫婦への特定不妊治療費助成の上乗せや第 2 子以降の不妊治療の回数増、不育症治療等への助成、一般不妊治療（人工授精）に対する助成を行う市町への助成を県単独で行ってきました。</p> <p>一方で、経済的な支援にとどまらず、不妊に悩む夫婦が治療を受けやすい環境づくりや専門相談の実施など、精神的な負担に対する支援の充実や、不妊や不育症に関する正しい知識の普及啓発が必要です。</p> <p>(3) 切れ目のない妊産婦・乳幼児ケアの充実</p> <p>少子化・核家族化や地域社会でのつながりの希薄化などにより、妊産婦や育児中の親等の孤立が問題となっています。</p> | | |

これらのことから、「健やか親子いきいきプランみえ(第2次)」(平成27年度～31年度)に基づき、県内のどの地域においても妊産婦や乳幼児が必要なケアを継続的に提供されワンストップで利用できる体制づくりに取り組んでいます。平成27年度から県の母子保健体制構築アドバイザーが各市町を訪問して、母子保健事業・体制の現状把握、課題整理および事業の「見える化」を行っています。今後も、各市町の母子保健体制の核となる人材の育成とともに体制整備、事業推進への支援が必要です。

(4) 子どもの貧困対策の推進

平均的な所得の半分を下回る世帯で暮らす18歳未満の子どもの割合を示す「子どもの貧困率」(全国)は平成27年度時点で13.9%、ひとり親家庭では50.8%となっています(平成28年国民生活基礎調査)。また、生活保護世帯の中学生の高校進学率は一般世帯と比較して低い傾向にあります。

県では、子どもの貧困対策を総合的に推進するため、「三重県子どもの貧困対策計画」(平成28年度～31年度)を策定し、県と市町等で構成する「三重県子どもの貧困対策推進会議」を設置するとともに、子どもの貧困対策関連の講演会や、好事例の収集・情報提供等を行いました。また、県内各地域で行われている子ども食堂や児童養護施設退所後の生活等の実態調査を行うとともに、シンポジウムを開催し、広く県民に向けて情報発信を行い、子どもの貧困対策に県民が参加・協力する機運を醸成しました。

今後は、「三重県子どもの貧困対策推進会議」の活動を通じて、子どもの貧困対策に関わるさまざまな団体同士の顔の見える関係づくりやネットワークの構築を支援する必要があります。

(5) 三重県立子ども心身発達医療センターの運営

社会における発達障がいに対する認識の高まりを受けて、発達障がい児等への医療、福祉に関する支援ニーズも高まっています。

発達支援が必要な子どもに対して、身近な地域において、早期発見と成長段階に応じた適切な支援が途切れることなく行われるよう体制づくりが必要です。

県では、三重県立草の実りハビリテーションセンター、三重県立小児心療センターあすなる学園(以下「あすなる学園」という。)および児童相談センターの難聴児支援部門を統合し、「三重県立子ども心身発達医療センター(以下「新センター」という。)」を、平成29年6月1日に開設しました。

新センターでは、併設する県立かがやき特別支援学校や、隣接する国立病院機構三重病院（以下「連携機関」という。）と連携し、発達支援が必要な子どもに対して、専門性の高い医療・福祉・教育を提供するとともに、地域の支援機能を高め、県全体の総合力の向上をめざしています。また、旧施設の跡地処理に向けて、各種調査を実施するとともに、解体設計を行いました。

（6）子どもの発達支援体制の構築

ア 市町の実組支援と関係機関との連携

市町に対して保健・福祉・教育の機能が連携した総合支援窓口の設置を働きかけるとともに、総合相談・療育の中核となる専門性の高い人材を育成するため、新センターにおいて市町職員等の長期研修（半年あるいは一年間）を実施したほか、巡回指導による技術的支援等を行いました。

また、外来診療待機等の問題解決に向けて、地域の医療機関等との連携を深め、地域における支援体制を強化していく必要があります。

イ 発達障がい児等に対する支援ツールの導入促進

子どもが初めての集団生活で困難さを感じることなく過ごせるようにするとともに、二次的な問題行動等の予防にもつなげていくため、発達障がい児等に対する支援ツール「CLM[※]と個別の指導計画」の幼稚園・認定こども園・保育所への導入を促進しました。

今後も、幼稚園・認定こども園・保育所でのさらなる導入を促進するとともに、指導方法の改善に向けて取り組んでいく必要があります。

※CLM (Check List in Mie)

幼稚園・認定こども園・保育所に通う発達障がい児等の行動等を観察し、「個別の指導計画」を作成するために、あすなる学園が開発したアセスメントツール。

2 今後の予定

（1）ライフプラン教育の推進

家庭生活や家族の大切さ、妊娠・出産や性に関する医学的に正しい知識等の習得が子どもたちを含めた若い世代の間に広がり、自らのライフプランを考える基盤が確立されている状況をめざして、各市町や教育委員会等と連携した乳児ふれあい体験事業や中学生への命の教育セミナー事業等のライフプラン教育を推進し、命の大切さや家族の愛情を考える機会をつくり家族観の醸成に努めます。

また、高校生や大学生、企業の若手従業員に対し、結婚、妊娠・出産や性に関する医学的情報に加えて、子育てと仕事の両立等「働き方」を含めた総合的な情報を提供することで自らのライフプランを考えるきっかけづくりとなるよう、アドバイザーを派遣し、関係機関・団体と連携して研修会を開催します。

(2) 不妊に悩む家族への支援

不妊や不育症に悩む夫婦が安心して相談でき、治療が受けられるようになっている状況や、男性不妊をはじめとする不妊や不育症に関する正しい知識が県民の間に広がっている状況をめざし、国補事業では、特定不妊治療（男性不妊治療を含む）を受けた夫婦に対して費用の一部を助成するとともに、県単事業では、引き続き、特定不妊治療への上乘せや回数増など、市町が行う助成に係る費用の一部を助成します。

また、不妊や不育症に関する悩み等に対応するため、「不妊専門相談センター」において相談や情報提供を行うとともに、不妊治療と仕事の両立が可能となるよう、治療に関する正しい知識の普及や、不妊治療のための休暇が取得しやすくなるよう企業における休暇制度の導入を働きかけることについて、国に提言していきます。

(3) 切れ目のない妊産婦・乳幼児ケアの充実

出産前の健診から子どもが就学するまで、子どもだけでなく子育て家庭に関する全ての相談や支援が切れ目なく受けられ、妊産婦やその家族が安心して子どもを産み育てることができる環境づくりが進んでいる状況をめざし、三重県独自の出産・育児支援体制「出産・育児まるっとサポートみえ」※（三重県版ネウボラ）により市町を支援します。

また、「子育て世代包括支援センター」※の設置を促進するとともに、母子保健コーディネーターの養成、母子保健担当者の研修を実施し、母子保健事業の核となる人材育成に取り組めます。

さらに、母子保健における諸問題についての研究討議や、事業推進に功績のあった個人および団体を表彰することを通じて、事業の一層の推進を図るため、「健やか親子21全国大会」を開催します。

※出産・育児まるっとサポートみえ

県内のどの地域においても妊産婦やその家族が必要な時に必要なサービスを受けることができる新たな三重県の出産・育児支援体制。

※子育て世代包括支援センター

全ての妊産婦・乳幼児・保護者を対象とし、①実情把握、②相談・助言・保健指導、③支援プラン策定、④保健医療等関係機関との連絡調整を行う。母子保健法の改正により市町における設置が努力義務とされた。

(4) 子どもの貧困対策の推進

子ども食堂の実態調査の結果をふまえ、食の支援に携わる団体等の協力を得て、ハンドブックを作成するなど運営等のノウハウを提供することで、多くの団体が活動に参画できるよう支援するとともに、関係者間の顔の見える関係づくりやネットワークの構築を支援します。

また、児童養護施設退所者実態調査の結果をふまえ、施設出身の大学生等をアドバイザーとして派遣するなど自立に向けた支援を行います。

ひとり親家庭等については、三重県母子・父子福祉センターを中心に、ひとり親家庭の親の就業支援等を行うとともに、日常生活支援を行う市町への支援を行います。

さらに、関係各課と連携しながら、ひとり親家庭や生活困窮家庭（生活保護世帯も含む）の子ども学習支援を実施するとともに、各地域での実施状況の把握を行います。

(5) 三重県立子ども心身発達医療センターの運営

連携機関との連携を深め、新センターの診療機能の充実・強化を図るとともに、地域における途切れのない発達支援体制の整備に向けた拠点施設として、市町や関係機関への技術的支援など、地域支援の取組を推進していきます。

また、旧施設の跡地処理に向けて施設の解体を行います。

(6) 子どもの発達支援体制の構築

ア 市町の取組支援と関係機関との連携

引き続き市町職員を新センターに研修生として受け入れ、専門性の高い人材育成に取り組めます。

また、地域の医療機関等との診療連携等を推進するため、新センターにおいて医師を対象とした、より実践的な研修会の開催等に取り組めます。

イ 発達障がい児等に対する支援ツールの導入促進

幼稚園・認定こども園・保育所への「CLMと個別の指導計画」の導入促進を図るため、従来の研修に加え、本年度より、「CLMと個別の指導計画」専任コース研修を本格的に実施し、市町の人材育成の充実を図ります。

また、引き続き、幼稚園等への巡回指導の実施や、保育士や幼稚園教員を対象とした圏域別研修会を充実させるとともに、保育士や幼稚園教員の養成施設の学生を対象とした研修会を開催するなど、「CLMと個別の指導計画」の普及啓発に取り組めます。

| 項目 | (4) 児童虐待の防止と社会的養護の推進 | 子育て支援課 |
|---|----------------------|--------|
| <p>1 現状および課題</p> <p>(1) 児童虐待防止の推進</p> <p>県内の児童相談所における児童虐待相談対応件数は、平成 24 年度以降、5 年連続で 1,000 件を超える高い水準で推移し、平成 28 年度は過去最多の 1,310 件となっています。</p> <p>この中で、虐待者の 54.7%が実母で、被虐待児童の 49.3%が 0 歳から 6 歳の就学前児童となっています。このことは、子育ての中心が母親であることが多く、育児をはじめとするストレスが母親による虐待を誘発しているものと考えられています。</p> <p>特に、生命の危険や重篤事例につながる可能性の高い乳児への虐待では、望まない妊娠や心身の不調などを原因として、妊娠期から産前産後にリスクが高まると考えられており、虐待予防に向けて、医療と保健、福祉との一層の連携強化が課題となっています。</p> <p>平成 28 年の児童福祉法改正においては、要支援児童等に日頃から接する機会が多い、病院、児童福祉施設、学校などの関係機関が、要支援児童等と思われる者を把握した場合には、当該児童の情報を市町村に対して情報提供するよう努めなければならないとされました。また、同関係機関が児童相談所長等から当該児童に関する資料等の提供を求められたときにも資料等を提供することができるとされました。</p> <p>また、本県では、虐待通告時のリスクアセスメントおよび一時保護を解除し在宅支援を行う際のニーズアセスメントを行うための三重県版アセスメントツールの運用を行っており、その定着と精度向上に取り組んでいます。</p> <p>(2) 社会的養護の推進（里親委託と施設の小規模化等の推進）</p> <p>社会的養護とは、保護者のいない子どもや、虐待などにより保護者に監護させることが適当でない子どもを児童養護施設や里親などのもとで社会的に養育し、保護するとともに、養育に大きな困難を抱える家庭への支援を行うことです。</p> <p>本県では、平成 26 年度に策定した「三重県家庭的養護推進計画」※（平成 27 年度から 15 年間（2015 年度～2029 年度））に基づき、社会的養護が必要な子どもには、里親やファミリーホームによる家庭養護での養育を優先的に検討するとともに、施設養護においてもできる限り家庭的な養育環境で生活できるようにすることをめざしています。</p> <p>また、平成 28 年および平成 29 年の児童福祉法の改正を受け、昨年 8 月に国の検討会から「新しい社会的養育ビジョン」※が公表されたことから、今後、国から発出される通知の内容をふまえた計画の見直しを行い、当該ビジョンの理念に沿って、関係者の密接な連携・協力のもと、家庭養護の推進に向け、里親制度の啓発、里親登録の拡大、里親研修の充実等の取組を進めていきます。</p> | | |

※三重県家庭的養護推進計画

計画策定時（平成26年12月）の社会的養護の現状は、540人の要保護児童が、児童養護施設等の本体施設に411人、グループホームに42人、里親・ファミリーホームに87人と、その割合はおおよそ10：1：2となっていました。

本推進計画では、児童養護施設等と連携した取組を推進することで、この割合を15年後におおむね1：1：1にしていくことをめざしています。

※新しい社会的養育ビジョン

改正された児童福祉法の新しい理念である、子どもの権利保障と子どもの家庭養育優先原則の実現をめざすものであり、在宅での支援から代替養育や自立支援までのあるべき姿や工程が示されています。

これを受けて都道府県計画の見直しが求められており、里親等委託率の数値目標では、3歳未満はおおむね5年以内、それ以外の就学前の子どもはおおむね7年以内に75%以上を実現し、学童期以降は、おおむね10年以内を目途に50%以上にする目標が掲げられています。

また、その実現に向けた過程では、子どもの最善の利益を念頭に、子どもが不利益を被ることがないように十分な配慮が必要とされています。

2 今後の予定

(1) 児童虐待防止の推進

ア 児童相談所の機能強化

改正児童福祉法をふまえ、児童相談所の職員配置や法的対応力など児童相談所の機能強化等を目的とした取組を進めます。

また、北勢地域で増加する児童虐待相談に機動的に対応できるようにするため、北勢児童相談所の鈴鹿・亀山地域の担当課等を独立させ、県鈴鹿庁舎内に新たに児童相談所を設置する準備を進めます。

イ 妊娠期からの虐待予防

妊娠期の虐待予防に向けて、望まない妊娠など予期せぬ妊娠に対する適切な支援を行うとともに、望まない妊娠の予防に向けた取組を推進します。併せて、市町、医療機関等との連携により、出産前から支援を行うことが特に必要と認められる特定妊婦を早期に把握し、必要な支援を行います。

また、「産婦健康診査事業」が市町で円滑に実施されるよう、関係者向け研修を実施する等の支援を行います。

ウ 相談支援体制の強化と子どもの権利擁護

児童虐待への的確な初期対応とともに、その後の再発防止、家族の再統合など、家族支援に向けた適切なアセスメントを行い、関係機関による支援を的確に実施します。

また、県内市町の児童相談体制の強化に向け、各市町の規模、実情に応じた相談体制、取組が実現できるよう、市町職員のスキル向上のための人材育成支援の充実を図るとともに、市町要保護児童対策地域協議会の運営強化に向けた各市町の取組を支援します。

さらに、専任のコーディネーターを配置し、重篤事案に速やかに対応できるよう多機関連携の推進を図るとともに、円滑な協同面接の実施や家族の状況に応じた家庭復帰プログラムが実施できる仕組みの構築をめざすなど、子どもの権利擁護に配慮した取組を進めます。

(2) 社会的養護の推進（里親委託と施設の小規模化等の推進）

市町や児童養護施設・乳児院（里親支援専門相談員等）との連携を密にし、1中学校区1養育里親登録をめざして、里親制度を周知し、新たな里親登録者を増やすとともに、里親に対する相談・交流支援の充実を図ります。また、里親を対象としたスキルアップ研修を充実し、里親の養育スキルの向上等を図ります。

さらに、「三重県家庭的養護推進計画」および「新しい社会的養育ビジョン」の理念に沿って、児童養護施設、乳児院の本体施設の小規模化および地域分散化等に向けた施設整備等の促進、専門性の向上と施設の多機能化に向けた職員体制の充実、里親・ファミリーホームへの委託の促進に取り組んでいきます。

| 項 目 | (5) 障がい者の自立と共生 | 障がい福祉課 |
|--|----------------|--------|
| <p>1 現状および課題</p> <p>(1) 障がい者の権利擁護</p> <p>障がいの有無にかかわらず、お互いに人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向けて、さまざまな機会を活用した啓発活動に取り組んでおり、今後も、効果的な啓発を行う必要があります。</p> <p>また、平成 28 年 4 月の障害者差別解消法の施行に伴い、法律の趣旨の浸透を図るための啓発活動として「こころのバリアフリー推進イベント」を計 4 回開催するとともに、相談窓口を設置して個別の事案に対応しており、相談事例や合理的配慮に関する事例について、関係機関の参画により設置した三重県障がい者差別解消支援協議会において情報共有を行っています。</p> <p>引き続き、三重県障がい者差別解消支援協議会で構築したネットワークを生かして、障がい者差別の解消に向けた取組を一層進める必要があります。</p> <p>さらに、障害者虐待防止法に基づき、障がい者虐待の未然防止を図るとともに、虐待事例への適切な対応を行う必要があります。</p> <p>(2) 地域生活移行支援</p> <p>障がいの有無にかかわらず、誰もが地域で自立した生活を送ることができるよう、グループホームや通所系の障害福祉サービス事業所の整備を進め、障がい者が地域で生活するために必要な、居住や日中活動の場の確保、充実を図っています。</p> <p>また、過齡児の円滑な地域移行を進めるため、福祉型障害児入所施設へのコーディネーターの配置や、福祉型障害児入所施設の課題について検討を進めるとともに、障がい者を支援する人材の育成や重度障がい者等が自立生活を体験する場の提供により、障がい者の地域移行に取り組んでいます。</p> <p>さらに、医療的ケアの必要な障がい児・者について、障害福祉サービス提供のモデルとなる拠点を設置するなど、地域における支援体制の構築と受入体制の強化を進めています。</p> <p>今後は、障がい者の地域移行をさらに進めるため、医療的ケアを必要とする障がい児・者、強度行動障がいのある障がい者が、地域で必要なサービスを受けることができる体制整備をさらに推進する必要があります。</p> <p>(3) 就労支援</p> <p>障がい者の経済的自立を図るため、障害者優先調達推進法に基づく県調達方針を策定し、障害者就労施設等からの調達拡大を推進するとともに、障がい者が福祉的就労を行う福祉事業所に対して、経営コンサルタントによる経営改善指導や共同受注窓口による受注の仲介、販路開拓等を行うなど、工賃の向上等に取り組んでいます。</p> | | |

また、県内9つの各障害保健福祉圏域に設置した障がい者就業・生活支援センターにおいて就職相談・支援を行うほか、施設を退所して一般就労した障がい者へのフォローアップ、知的障がい者への就労支援講座としてホームヘルパー研修等を実施し、個々の障がい者の雇用契約に基づく就労への移行を進めています。

さらに、障がいのある人もない人も対等な立場で共に働く社会的事業所の安定的な運営を支援しています。

引き続き、就労支援、工賃向上および雇用の場の拡大に向けた取組を充実・強化し、障がい者の自立と社会参加をさらに促進していくことが求められています。

(4) 相談支援体制の構築

障がい者が地域で安心して生活できるよう、各障害保健福祉圏域において広域的な相談支援を行うとともに、自閉症・発達障がい、高次脳機能障がいおよび重症心身障がいの専門性の高い相談支援を実施しています。

引き続き、広域的、専門的な相談支援を行うとともに、より効果的な相談支援体制となるよう見直しを進める必要があります。

(5) 社会参加の促進

障がい者の自立と社会参加を推進するとともに、県民の障がい者に対する理解を深めるため、障がい者スポーツの振興を図っており、県障がい者スポーツ大会の開催、2021年に本県で開催予定の第21回全国障害者スポーツ大会（三重とこわか大会）に向けた競技団体や選手の育成支援、障がい者スポーツ指導員等の養成を行うとともに、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会キャンプ地誘致にも取り組んでいます。また、平成30年3月には日本で初めてのボッチャ国際大会が県内で開催されました。

引き続き、全国障害者スポーツ大会開催に向けた取組や、東京オリンピック・パラリンピック事前キャンプ地誘致に向けた競技団体の合宿や大規模大会の誘致活動を進めるとともに、障がい者スポーツのさらなる認知度の向上に向けた普及啓発等を行う必要があります。

また、障がい者の自立と積極的な社会参加を促進するため、三重県障がい者芸術文化祭を、さまざまな主体との協働により開催しています。

引き続き、展示作品等や入場者数の増加に努め、より多くの障がい者が自身の持つ能力を発揮できる機会を設けることが必要です。

視覚障がい者や聴覚障がい者については、三重県視覚障害者支援センターおよび三重県聴覚障害者支援センターを拠点として、点訳奉仕員や手話通訳者等の養成、生活相談や生活訓練等の実施により、情報支援や生活支援を行っています。

また、平成28年6月の「三重県手話言語条例」の制定を受けて策定した「三重県手話施策推進計画」に基づき、県民が手話を学習する機会の確保や、手話通訳を行う人材育成の充実等に取り組んでおり、引き続き、手話を使用しやすい環境の整備に向けた取組を進める必要があるとともに、災害時における聴覚障がい者の避難行動支援に関する協定を、平成30年5月24日現在で3市7町と締結しており、他の市町へ取組を拡大していくことが必要です。

2 今後の予定

(1) 障がい者の権利擁護

障がい者施策は、幅広い県民の理解を得ながら進めていく必要があり、障害者週間(毎年12月3日から9日まで)などにおいて効果的な啓発を行います。

また、障がい者差別の解消を図るため、啓発イベントの開催等による障がいに対する理解の促進、相談窓口寄せられた事案への対応、三重県障がい者差別解消支援協議会での情報共有やネットワークを生かした連携による取組を進めるとともに、三重県議会における障がい者差別解消条例策定調査特別委員会で議論が進められている条例等の内容をふまえ、適切に対応していきます。

さらに、障がい者虐待の未然防止と適切な事後対応を行うため、研修の実施や専門家チームの活用により、専門性と対応力の向上に取り組めます。

(2) 地域生活移行支援

障がい者の居住や日中活動の場の確保・充実を図るため、引き続き、グループホーム、障害福祉サービス事業所の整備等を進めます。

また、医療的ケアの必要な障がい児・者について、障害福祉サービス提供のモデルとなる拠点を設置するなど、地域における支援体制の構築を進めるとともに、重度障がい者等の地域移行と地域生活を支援する具体的取組を検討します。

(3) 就労支援

県調達方針に基づき障害者就労施設等への一層の調達拡大に努めるとともに、経営コンサルタントの活用や共同受注窓口の取組等を進め、福祉事業所における工賃の向上等に取り組めます。

また、各障害保健福祉圏域での障がい者就業・生活支援センターによる就労支援や、一般就労した障がい者へのフォローアップ、就労支援講座の開催、社会的事業所の運営支援などにより、引き続き障がい者の就労を支援します。

(4) 相談支援体制の構築

各障害保健福祉圏域における広域的な相談支援および専門性の高い相談支援を実施することにより、市町が実施する相談支援と併せて、重層的な相談支援体制の構築を進めます。

(5) 社会参加の促進

2021年の第21回全国障害者スポーツ大会（三重とこわか大会）に向けて、引き続き、競技団体や選手の育成支援、障がい者スポーツ指導員等の養成等に取り組むとともに、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会キャンプ地誘致に向けて、県内施設での競技団体の合宿や大規模大会の誘致活動を進めます。

また、第7回三重県障がい者芸術文化祭については、開催方法や広報等を工夫しながら、平成30年11月30日から12月1日に伊賀市で開催します。

視覚障がい者や聴覚障がい者については、引き続き、障がいの特性に応じた情報支援及び生活支援に取り組めます。

また、「三重県手話施策推進計画」に基づき、引き続き、県民が手話を学習する機会の確保や手話通訳を行う人材の育成等を行い、手話を使用しやすい環境の整備を進めるとともに、災害時における聴覚障がい者の避難行動支援に関する協定について、他の市町への拡大に向けた働きかけを行います。